

室蘭市告示第 15 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項第 2 号の規定により、騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 3 月 30 日

室蘭市長 青 山 剛

地域の類型	地域の区分
A	平成 24 年室蘭市告示第 12 号により騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域（第 2 種区域にあつては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域に限る。）
B	指定地域のうち、第 2 種区域（A 類型を当てはめる地域を除く。）
C	指定地域のうち、第 3 種区域及び第 4 種区域（工業専用地域を除く。）

備考

地域の類型の分類は、騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）の定めるところによる。